

# ローカル5Gの共同利用等

(令和5年8月31日「ローカル5G導入に関するガイドライン」の改定等)

## 規制改革の内容

### 措置前

- 「自己土地利用」が原則のローカル5Gについて、他者土地も含め利用する場合、他者土地における後発の利用者と合意形成ができない限り、先発の利用者はローカル5Gを継続利用できない。
- また、合意形成にあたり、利用する周波数帯を分割し干渉調整を行うことが可能か否かについてはガイドライン上明確化されていない。

### 措置内容

ガイドライン等を改定し、一定の条件下で他者土地を含めた区域を自己土地相当とみなす「共同利用」の枠組みを創設するとともに、周波数帯分割による干渉調整が可能である旨を明確化。

### 効果

ローカル5Gの電波が複数の他者土地に届く可能性が高い都心部等において、より安定的なサービス提供が可能となる。

## 規制改革の概要

### ○ ローカル5Gの共同利用について

「自己土地利用」が原則のローカル5Gについて、複数の者の土地を含む「共同利用区域」を設定することで、当該エリアを自己土地相当とみなし、より安定的なサービス提供を可能とする枠組み。

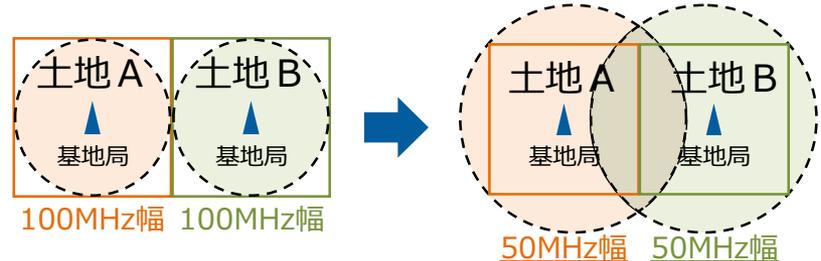
(総務省資料より抜粋)



これにより、共同利用区域内において後発の利用者が現れた場合においても、免許期間内においては、ローカル5Gを継続的に利用可能。

### ○ 周波数帯分割による干渉調整について

複数の者のローカル5Gのカバーエリアが干渉する場合、周波数帯を分割して利用することで、カバーエリアを維持した状態でローカル5Gの利用が可能となる。



※ 併せて、総務省の各総合通信局等において、他者土地への電波漏洩を軽減するための基地局の設定方法や共同利用に関する免許申請等について、相談対応・助言等を充実。